

令和4年度 南部広域市町村圏事務組合

「会計年度任用職員」の募集について

南部広域市町村圏事務組合では、「子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務」の調査研究業務に従事させるため、「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員）」として、本組合で勤務していただける方を募集します。

会計年度任用職員は、任期の定めがある非常勤の地方公務員（一般職）として地方公務員法が適用され、人事評価、懲戒処分、分限処分、その他の地方公務員法に定める服務規程（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

□南部広域市町村圏事務組合とは

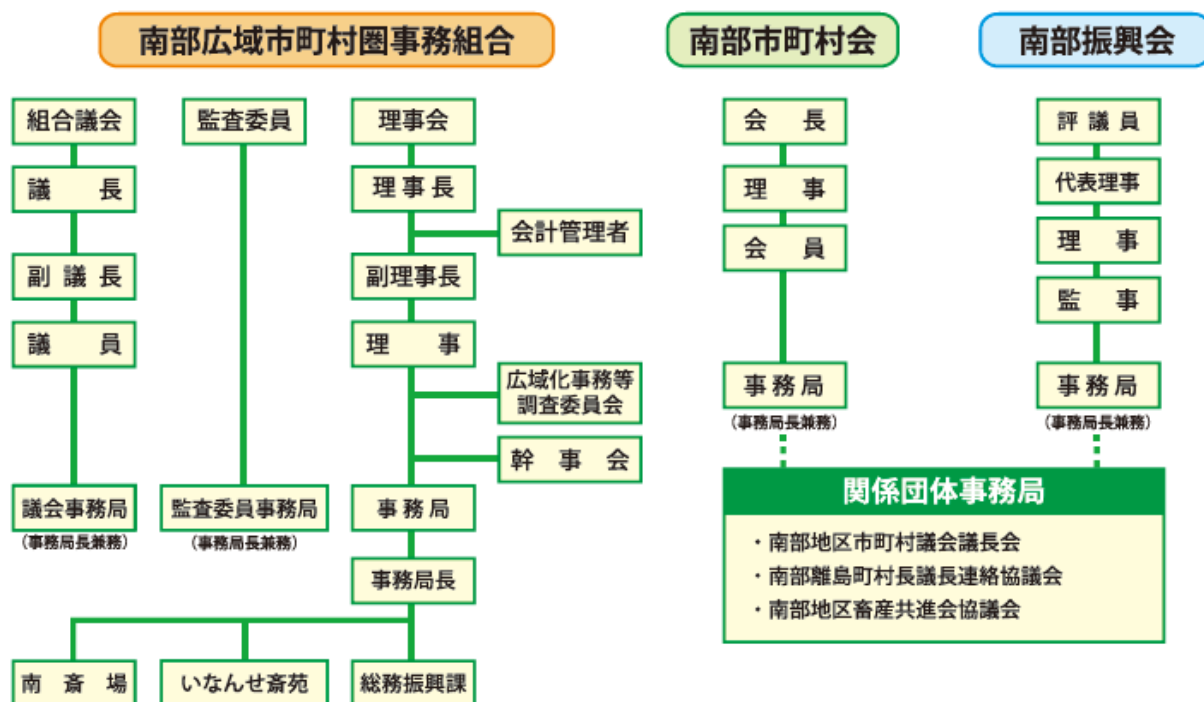
南部広域市町村圏事務組合は、地方自治法第285条の規定に基づく一部事務組合（特別地方公共団体）で、構成15市町村（浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村及び北大東村）の事務の一部を共同処理するほか、関係市町村の事務のうち、広域的に処理することが求められている事務や共同処理の可能性のある事務の調査研究を行っています。

また、南部圏域における広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の強化・充実を図るため、南部市町村会や一般財団法人南部振興会など関係団体の事務局を兼務し、南部圏域の振興発展に資する各種の事務事業の推進に努めています。

【共同処理する事務】

- (1) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。
- (2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。
- (3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。
- (4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

【組織図】



※総務振興課（総務係／振興係／財務・会計係／社会福祉係）

□募集職種・勤務条件等について

- ①職 種：一般事務
- ②職務内容：定型的又は補助的業務
- ③主な業務：特定教育・保育施設等の指導監査に関する事務の調査研究業務（面接時に説明）
- ④部 署：総務振興課（総務係）
- ⑤採用予定：1人
- ⑥資 格 等：パソコンの基本操作（ワード、エクセル等の入力）ができる方
- ⑦選考方法：書類審査（一次）及び個人面接（二次）
- ⑧任用期間：採用の日から令和5年3月31日まで
- ⑨勤務場所：沖縄県市町村自治会館6階（那覇市旭町116番地37）
- ⑩勤務条件：勤 務 日：月曜日～金曜日
 勤務時間：1日7時間（9:00～17:00）／週35時間
 報 酬 等：月額131,960円～（期末手当・通勤費用に相当する額の別途支給あり）
 休 暇：有給（年次有給休暇ほか）／無給（育児休業ほか）
 そ の 他：社会保険、雇用保険の適用あり

□募集期間

令和4年8月25日（木）～ ※採用者が決定次第終了します。

□申し込みから採用までの流れ

- (1) 所定の採用申込書に必要事項を記入し、事務局に電話等で事前調整の上、持参又は郵送にて提出してください。
- (2) 採用申込書の提出後に事前調整の上、書類審査及び個人面接を行います。
- (3) 事務局から採用か不採用か書面にて通知します。採用の場合は、職務内容や勤務条件等のほか今後の手続きについて説明します。
- (4) 採用後の身分は、パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。
- (5) 地方公務員法の規定に基づき、採用後1か月は条件採用とし、勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

(注意事項)

- ▶ 履歴書や面接などで偽りがあった場合は、採用を取り消すことがあります。

□採用申込書

- ▶ 「採用申込書」 (Excel)
- ▶ 「採用申込書（記入例）」 (Excel)

□事務局（問い合わせ先）

南部広域市町村圏事務組合（総務振興課総務係）

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37（沖縄県市町村自治会館6階）

TEL：098-963-8213／FAX：098-860-6020